令和　　年　　月　　日

豊後大野市長　宛て

（申告者） 住　　　　　　　　所

氏　名　又は　名　称

電　　話　　番　　号 　　　　―　　　　―

個人番号又は法人番号

被災住宅用地申告書（兼　家屋滅失届出書）

　震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地について、地方税法第349条の3の3第1項及び豊後大野市税条例第74条の2に基づき、次のとおり申告します。

被災状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被災日 | 令和　　年　　月　　日 | 家屋等が損壊した原因 | □震災　□風水害　□火災* その他（　　　　　　）
 |
| （被災した日の後に到来する１月１日に住宅を建築できない理由）今後、土地をどのように利用するか思案する時間が必要なため。 |

被災住宅用地　　大分県豊後大野市

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | 地積（㎡） | 所有者又は登記名義人 |
| 　　　町 |  |  |
| 　　　町 |  |  |
| 　　　町 |  |  |

滅失した家屋の表示　　大分県豊後大野市

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 種類 | 構造 | 床面積（㎡） | 所有者又は登記名義人 | 家屋コード |
| 　　 町 |  |  |  |  |  |
| 　　 町 |  |  |  |  |  |
| 　　 町 |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 決　　裁　　事　　項 |
| 課 長 | 係 長 | 係　　員 | 担 当 |
|  |  |  |  |

　※家屋建築・滅失に係る土地異動連絡票【作成　及び　処理済・未処理】

　※特例期間　令和　　年度　から　令和　　年度

**１ 被災住宅用地の特例制度について**

この制度は、住宅が被災により滅失・損壊したため住宅用地の特例の適用を受けなくなる土地について、一定の要件を満たす場合は、被災した日の属する年の１月１日（被災した日が１月１日であるときはその前年の１月１日）を賦課期日とする年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、住宅用地とみなして、住宅用地の特例の対象とする制度（以下「被災住宅用地の特例」といいます。）です。

（例えば、被災した日が令和４年１月２日から令和５年１月１日までの場合は、令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税が被災住宅用地の特例の対象となり、引き続き固定資産税の軽減を受けることができます。）

**２ 被災住宅用地の特例の対象について**

(1) 被災住宅用地の特例の対象となる災害は、震災、風水害、火災などです。

(2) 被災住宅用地の特例の対象となる方は、原則として、被災前から住宅用地を所有している方です。

(3) 被災住宅用地の特例の対象となる土地は、前年度に住宅用地の特例の適用を受けた土地です。ただし、被災後、他の用途(駐車場や店舗など)に使われていたり、使う予定がある場合は、特例の対象となりません。

(4) 災害にともなう避難指示などが翌年以降におよんだ場合は、避難指示などの解除後３年度分まで、住宅用地の特例が適用される場合があります。

**３ その他**

 被災した日の翌日以後に被災した住宅の敷地であった土地を取得した場合、その土地は、相続など一定の事情がなければ特例の対象となりません。また、特例の対象となる土地の範囲が変わることもありますので、被災した日の翌日以後に被災住宅用地を取得した方は、市税務課又は各支所総務市民係の固定資産税担当にお問い合わせください。